

# 8930 Vol.80

ヤ ク ザ ゼロ



大切にしたい私たちの県花

🌸 より安全で安心して暮らせる神奈川県をめざして 🌸



## 暴力団追放「三<sup>ワン</sup>ない運動+1」の推進

暴力団を

- 恐れない
- 金を出さない
- 利用しない
- 協力しない

を実践しましょう



公益財団法人

神奈川県暴力追放推進センター

昨年の秋の異動により、神奈川県警察本部組織犯罪対策本部長に着任いたしました則次でございます。

県民の皆様には、平素より暴力団排除活動をはじめ、警察業務の各般にわたり、深いご理解とご支援を賜り、この紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、最近の暴力団情勢については、近年、伝統的な資金獲得活動等に加え、企業活動を偽装したり、共生者を利用したりするなど、その組織実態を隠蔽しながら、資金獲得活動を潜在化・巧妙化させているほか、準暴力団と呼ばれる集団を使い、特殊詐欺を敢行させている実態が見られます。

また、平成27年8月に六代目山口組が分裂したことにより、対立状態が続いており、特に六代目山口組と神戸山口組は、昨年来、刃物や銃器を使用した事件が続発していることから、これらの団体に関する情報収集、取締り、警戒活動等を推進しているところであります。

こうした状況を受け、兵庫、大阪など6府県の公安委員会は、暴力団対策法に基づき、両組織を特定抗争指定暴力団に指定し、対立抗争事件の封じ込めを図り、市民生活の確保に向けた警戒活動を強力に推進しているところであります。

県内におきましては、平成28年に山口組に対する集中取締本部を設置して以降、対立抗争の発生はありませんが、昨年1月には、川崎市内において、稲川会系暴力団関係者を狙ったけん銃発砲事件が発生し、3月には、横浜市内において、六代目山口組系暴力団関係者が刺殺

される事件が発生するなど、暴力団が関係する凶悪な事件が発生しております。

また、県内の特殊詐欺の被害については、依然として高水準で推移し、極めて深刻な情勢が続いており、これら特殊詐欺の背後に、暴力団、準暴力団等の犯罪組織が介在し、その犯罪収益が暴力団等の資金源となっています。

県警察では、特殊詐欺対策を重点課題に掲げまして、取締体制を強化するとともに、事件の背後にいる暴力団等の実態解明と検挙に向けた捜査を実施しているところであります。

今年は、いよいよ東京オリンピック・パラリンピック競技大会の一部競技が県内で開催されます。また、リニア中央新幹線の建設工事が着工しており、暴力団がこれら国際的イベントや大規模工事の利権を得るため、これら関連事業へ介入してくることが強く懸念されるところであります。

県警察といたしましては、これら諸情勢を踏まえた上で、より効果的な暴力団対策を推進し、暴力団の壊滅に向けた取組を進めてまいりますので、引き続き皆様の暴力団排除へのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。



## 全国暴力追放功労者表彰受賞

令和元年11月27日、東京の明治記念会館において、「全国暴力追放運動中央大会」が開催され、本県から長年にわたって暴力追放に尽力された次の方々が警察庁長官及び全国暴力追放運動推進センター会長から表彰されました。おめでとうございます。

### 暴力追放荣誉銀章



中原区暴力団排除対策推進協議会  
相談役 廣山 宗一様

### 暴力追放荣誉銅章



川崎暴力団排除対策推進協議会  
会長 關 進様

### 暴力追放荣誉銅章



宮前暴力団追放推進協議会  
会長 白井 文雄様

## 民事介入暴力対策研究会の開催



神奈川県警察、神奈川県弁護士会、神奈川県暴力追放推進センターの三者は、民事介入暴力事案等に対して適切な連携が図られるように、必要な事項を定め、平成11年7月に「民事介入暴力事案等に対する連携についての協定」を締結しました。

この三者協定に基づく活動の一環として、令和2年2月7日(金)に令和元

年度民事介入暴力対策研究会を開催し、県警察から「神奈川県における暴力団情勢」の解説に続いて、神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会から「特殊詐欺(民事訴訟)に関する報告」等があり、充実した時間を共有しました。

## 令和元年度第2回定例理事会の開催

令和2年2月21日(金)、令和元年度第2回定例理事会を開催し、次年度の事業計画(案)、収支予算書(案)などについて審議し可決承認され、使用差止請求訴訟の経過と今後の方針について報告がなされました。



# 令和元年(平成31年) 暴力団排除条例適用一覧

通番	種別	違反・条項	実施日	概要	事業者等	暴力団
1	勧告	利益供与等 (活動助長) 第23条第2項第7号	H31.1.25	神奈川県内の飲食店経営者は、その事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがあることを知りながら、極東会系幹部に対し、平成30年10月19日、暴力団の組織行事である前記暴力団幹部の誕生会のために宴会場所及び飲食物を提供し、もって暴力団員等に対し利益の供与をしたものである。	飲食店経営者	極東会系 幹部
		利益受供与 第24条第1項	H31.1.24	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
2	勧告	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第1号	H31.1.23	神奈川県内の接待飲食業者は、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、神奈川県内の飲食店で開催された極東会系幹部が主催する懇親会において、懇親会費 10,000 円を供与し、もって暴力団員等に対し利益の供与をしたもの。	接待飲食業者	極東会系 幹部
		利益受供与 第24条第1項	H31.1.24	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
3	勧告	利益供与等 (活動助長) 第23条第2項第7号	H31.2.27	神奈川県内の飲食事業者は、その事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがあることを知りながら、稲川会系幹部に対し、平成30年12月26日、暴力団の組織行事である前記暴力団幹部が主催する忘年会のために、宴会場所及び飲食物を提供し、もって暴力団員等に対し利益の供与をしたものである。	飲食事業者	稲川会系 幹部
		利益受供与 第24条第1項	H31.2.28	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
4	勧告	利益供与等 (活動助長) 第23条第2項第7号	R1.5.16	神奈川県内の商業協同組合は、その事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがあることを知りながら、稲川会系幹部に対し、平成30年12月上旬頃、同商業協同組合事務所において、同商業協同組合が所有する普通乗用自動車は無償譲渡し、もって暴力団員等に対して財産上の利益を供与したものである。	商業協同組合 代表理事	稲川会系 幹部
		利益受供与 第24条第1項	R1.5.15	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
5	勧告	利益供与等 (暴力団事務所修繕請負) 第23条第2項第5号	R1.9.19	神奈川県内の内装業者は、その事業に関し、令和元年5月中旬頃、神奈川県内に所在する稲川会系暴力団事務所において、同内装業者代表取締役をして、同会幹部から依頼を受け、正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物の修繕工事を請け負い、同年7月9日から同月13日までの間、同工事を行い、修繕を完了させたものである。	内装業者	稲川会系 幹部
		利益受供与 第24条第1項	R1.9.19	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
6	勧告	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第1号	R1.9.19	祭礼における神輿文化の振興等のために活動する神奈川県内の神輿4団体は、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、各団体の代表者をして、稲川会系幹部に対し、平成31年4月11日、神奈川県内の社交飲食店で開催された前記稲川会系幹部が主催する襲名祝いの宴会において、御祝儀名下に現金50,000円を供与し、もって暴力団員等に対し利益の供与をしたもの。	神輿会 代表者	稲川会系 幹部
		利益受供与 第24条第1項	R1.9.18	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
7	勧告	利益供与等 (活動助長) 第23条第2項第7号	R1.9.20	神奈川県内の社交飲食店は、その事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、稲川会系幹部に対し、平成31年4月11日自己が経営する前記社交飲食店において、暴力団の組織行事である前記稲川会系幹部が主催する襲名祝いの宴会場所及び飲食物を提供し、もって暴力団員等に対して財産上の利益を供与したものである。	飲食店経営者	稲川会系 幹部
		利益受供与 第24条第1項	R1.9.18	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
8	勧告	利益供与等 (活動助長) 第23条第2項第7号	R1.10.17	神奈川県内の飲食店を営む株式会社は、その事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、同社経営にかかる飲食店において、令和元年7月3日稲川会系幹部の誕生会の宴会場所及び飲食物を提供し、もって暴力団員等に対して財産上の利益を供与したものである。	飲食事業者	稲川会系 幹部
		利益受供与 第24条第1項	R1.10.18	暴力団は、その情を知りながら当該行為の相手方となったもの。		
9	勧告	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第1号	R1.11.22	神奈川県内の土木工事業を営む株式会社は、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、同社取締役をして、稲川会系幹部からの依頼により、正規ディーラーが販売し、新車注文書に暴力団排除条項が設けられた車両の購入契約にあたり、平成28年7月中旬頃、前記取締役を使用者とする新車注文書等に署名するなどして契約に必要な書類等を作成、郵送して同契約を締結し、もって暴力団員等に対して財産上の利益を供与したものである。	土木工事業者	稲川会系 幹部
		利益受供与 第24条第1項	R1.11.21	暴力団は、その情を知りながら当該行為の相手方となったもの。		

※平成23年施行から平成31年(令和元年)までの条例適用(勧告)件数は60件です。

平成31年1月25日

# 「不当要求防止責任者」講習のご案内

(公財)神奈川県暴力追放推進センター(略称、暴追センター)は、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として平成4年6月1日に設立され、“暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第1項”の規定により、神奈川県公安委員会から指定を受け、暴力団排除のための広報啓発活動、不当要求防止責任者講習、暴力相談活動などを行っています。

## <この制度の目的>

各事業所ごとに選任された『不当要求防止責任者』が暴力団員との対応要領等を習得し、暴力団等による様々な不当要求行為の被害を防止するために行う講習です。

※ご注意：各事業所から責任者として選任された方々を対象とした講習です。講習を受講してから責任者となるものではありません。

## 不当要求防止責任者

それぞれの事業所の職員に対して、不当要求への対応方法等を指導していただく方です。

### 選任の手続き

- ・事業所の代表者は、原則、1事業所に責任者1人を選任してください。
- ・『責任者選任届出書』を作成して、事業所を管轄する警察署刑事課の暴力団担当係に提出してください。

### ★登録

選任の届け出を済まされますと、選任届出書が管轄警察署から警察本部に送られて、登録されます。

### ★『責任者選任届出書』用紙

- ・神奈川県警察本部又は暴追センターのホームページからダウンロードできます。
- ・警察署刑事課の暴力団担当係又は暴追センターに備え付けております。

### ★責任者の交替

責任者が交替されたときは、改めて選任届出をお願いします。用紙や手続きは、最初の選任時と同じです。

### 講習(通知)

講習は、神奈川県公安委員会からの委託を受けて開催しております。いつ、どこで受講されるかは、出欠の確認を兼ねて、往復ハガキでご案内しております。

ご案内ハガキは、概ね、開催日の1~2か月前に発送しております。

### ★講習種別

- ・選任時講習／責任者に選任された時の最初の講習
- ・定期講習／選任時講習受講後、概ね3年を経過した時に受ける講習



## 暴力団被害無料電話・来所相談会の開催

### ● 開催日時

・ 令和**2**年**5**月**22**日(金) 午前10時～午後6時

### ● 開催場所

・ 神奈川県弁護士会館 横浜市中区日本大通9

### ● 相談方法

・ 電話又は当会館へご来所の上で相談(無料)



### ● 相談対応

・ 暴力団をはじめとする反社会的勢力やその周辺者にかかわる被害一般について、暴力団対策の専門家(警察、弁護士、暴力追放推進センター)が、相談に応じます。

※電話番号等は5月上旬にホームページ等でお知らせします。  
(神奈川県暴力追放推進センター <https://boutsui-kanagawa.com/>)

## 第29回 暴力追放県民大会のご案内

### ● 開催日時

・ 令和**2**年**9**月**3**日(木) 午後2時～午後4時

### ● 開催場所

・ 神奈川県立音楽堂 横浜市西区紅葉ヶ丘9-2

### ● 次第

#### 第一部

- ・ 主催者挨拶
- ・ 表彰
- ・ 来賓祝辞
- ・ 来賓紹介
- ・ 大会宣言

#### 第二部

- ・ 警察音楽隊演奏・ステージドリル
- ・ 演劇等



## 神奈川県暴力追放推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放運動を支援する活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から少年への働きかけを排除する活動
- 5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟等の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者支援活動
- 8 事務所使用等差し止め請求訴訟
- 9 不当要求防止責任者講習の実施

## 賛助会員の募集

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターでは、事業の推進を援助していただける個人、法人などの方々を賛助会員として募集しています。

### 1 入会手続き

- ◎入会のお申し込みは、弊センターのホームページ「賛助会員の募集（入会のお申し込み・賛助会員登録フォーム）」をクリックし、申込書に所定事項を入力して、送信してください。
- ◎入会のお申し込みは、個人、法人及び事業者団体に限りさせていただきます。

### 2 年会費（4月1日から翌年3月31日までの一年間）

- ◎会費は、個人1口5千円、法人及び事業者団体1口2万円です。
- ◎個人、法人及び事業者団体ともに1口以上何口でもご自由です。
- ◎弊センターは、公益財団法人の認定を受けておりますので、税制上の優遇措置が認められます。



会員プレート

## もし暴力団から不当な要求があったら

### ■神奈川県警察本部暴力団対策課

不当要求相談電話 ☎0120-797049 ナクナレ要求  
 条例専用電話 ☎0120-110675

### ■(公財)神奈川県暴力追放推進センター

〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4

警察本部庁舎内

☎045-201-8930 ヤクザゼロ  
 ☎045-663-8930 ヤクザゼロ